

(様式3)

「不利益処分」の処分基準

不利益処分の名称	温泉利用の許可の取消し
根拠法令の 名称・根拠条項	温泉法第31条第1項
所管部室課名	健康医療部衛生管理課
処分基準	<p>1 次に掲げる場合には、法第15条第1項の許可を取り消すことができる。</p> <p>(1) 公衆衛生上必要があると認めるとき。</p> <p>(2) 許可を受けた者が、法第15条第2項第1号又は第3号の欠格要件に該当するに至ったとき。</p> <p>(3) 許可を受けた者が、この法律の規定又はこの法律の規定に基づく命令若しくは処分に違反したとき。</p> <p>(4) 許可を受けた者が、法第15条第4項において準用する第4条第3項の規定により付された許可の条件に違反したとき。</p> <p>2 前項第1号の「公衆衛生上必要があると認めるとき」とは、次のいずれかに該当するときとする。</p> <p>(1) 温泉の成分が地震その他地殻の変動を契機として有害な成分に変化したとき。</p> <p>(2) 従来成分のほかに亜硫酸ガスその他の有害ガスが多量に併発するに至ったとき。</p>
最終改正年月日	令和2年4月1日

参考

[根拠法令]

《温泉法》

第31条 都道府県知事は、次に掲げる場合には、第15条第1項の許可を取り消すことができる。

- (1) 公衆衛生上必要があると認めるとき。
- (2) 第15条第1項の許可を受けた者が同条第2項第1号又は第3号のいずれかに該当するに至つたとき。
- (3) 第15条第1項の許可を受けた者がこの法律の規定又はこの法律の規定に基づく命令若しくは処分に違反したとき。
- (4) 第15条第1項の許可を受けた者が同条第4項において準用する第4条第3項の規定により付された許可の条件に違反したとき。

[法令の定め]

《温泉法》

(許可の基準)

第4条

1・2 (略)

3 前条第1項の許可には、温泉の保護、可燃性天然ガスによる災害の防止その他公益上必要な条件を付し、及びこれを変更することができる。

(温泉の利用の許可)

第15条

1～3 (略)

4 第4条第2項及び第3項の規定は、第1項の許可について準用する。この場合において、同条第3項中「温泉の保護、可燃性天然ガスによる災害の防止その他公益上」とあるのは、「公衆衛生上」と読み替えるものとする。